

## 会社役員の中の相続手続き

**POINT** 遺産分割協議では、行方不明者にも一定の財産を確保する  
**会社役員の変更登記は2週間以内に**

会社役員が亡くなり、相続が発生しました。相続人の中に  
 行方不明者がいるのですが、どのように相続手続きを進め  
 たらよいでしょうか？

### 相続の発生と財産の帰属

人が亡くなると相続が発生し、相続の  
 手続きに入ります。

財産の帰属については、遺言書があれば、  
 遺言書が優先します。

遺言書が無ければ、法定相続分に従っ  
 て遺産を分けるか、相続人間で遺産分割  
 協議を行い、財産の帰属を決めることに  
 なります。相続人全員で遺産分割協議  
 を行い、その結果を遺産分割協議書にし  
 て相続人全員の署名押印(実印、印鑑証  
 明書)し、不動産については相続登記の申  
 請、金融機関では、名義の書き換えを行  
 います。

### 相続人の中に行方不明者が

最近、相続人の中に音信不通者や、生  
 死がわからない、いわゆる行方不明者がい

るケースに遭遇します。

依頼者が行方不明者の存在を知ってい  
 たとしても、連絡のとりようもなく、も  
 し連絡がとれた場合、何か金銭的要求  
 をされるのではないかと、非常に不安や  
 煩わしさを感じ、行方不明者を除いて遺  
 産分割協議をすることが出来ないのかと  
 思われるようです。

しかし、そのようなことは認められず、  
 行方不明者の戸籍等を取り、生死及び  
 住所地を調査し、生存が確認できれば、  
 行方不明者と連絡をとり、連絡がとれ  
 ない場合は、家庭裁判所に不在者財産管  
 理人の選任の申立てを行います。

選任された不在者財産管理人は、行  
 方不明者の代理人として遺産分割協議  
 に参加して手続きを進めることになり  
 ます。不在者の財産管理人になる人に資

格はいりません。

遺産分割協議においては、不在者に一  
 定の財産を確保する内容の遺産分割を  
 行わなければなりません。

### 役員変更登記を怠ると過料に

また、会社役員の死亡なので、死亡に  
 よる役員変更登記をしなければなりま  
 せん。

役員変更登記は、意外と忘れがちで、  
 会社の登記を依頼された際、何年も前に  
 亡くなった役員の方が登記簿に載ってい  
 ることがあります。会社の登記は、変更  
 事項があった時から2週間以内に登記す  
 ることになっています。この期間を過ぎる  
 と過料に処せられます。

以上の相続に係わる手続き(相続登記  
 申請、不在者財産管理人選任申立書の  
 作成、役員変更登記申請)は、われわれ  
 司法書士の業務の一つです。

### 司法書士の業務は

司法書士は、相続登記を始めとする  
 不動産登記の申請代理(売買や贈与の

名義変更、住宅ローンを利用する際の抵  
 当権の設定や抹消、新築建物の保存登  
 記)、会社の設立、役員、本店、商号、目的  
 等の商業登記の申請代理、裁判所に提出  
 する書類作成、成年後見人としての業  
 務、簡易裁判所における訴訟代理人等  
 が主な仕事です。

静岡商工会議所(電話0544253-  
 5113)では毎月1回、司法書士会静  
 岡支部による無料相談会を開催してい  
 ます。司法書士総合相談センターしずお  
 か(相談予約電話0544289370  
 0)でもご相談を受付けています。

相続手続きを進める上で、疑問点等  
 ありましたら、ぜひこれらをご利用いた  
 だき、専門家にご相談されることをお勧  
 めします。

### 回答



静岡県司法書士会 司法書士  
 伴信彦 さん